第十三・三条　世界貿易機関設立協定との関係

両締約国は、千九百九十四年のガット第十七条1から3までの規定、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第十七条の解釈に関する了解並びにサービス貿易一般協定第八条1、2及び5の規定に基づく権利及び義務を確認する。

第十三・四条　一般規定

1　この章のいかなる規定も、締約国が国有企業を設立し、若しくは維持すること、特別な権利若しくは特権を企業に付与すること又は独占企業を指定することを妨げるものではない。ただし、この1の規定は、この章の規定に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

2　いずれの締約国も、国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業がこの章の規定に反する態様で活動することを要求し、又は助長してはならない。

第十三・五条　無差別待遇及び商業的考慮

1　各締約国は、自国の国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業の各企業が商業活動に従事する場合には、当該各企業が次のことを行うことを確保する。(注)

(a)　物品又はサービスの購入又は販売に当たり、商業的考慮に従って行動すること（当該各企業がその公共サービスの任務の条件を(b)又は(c)の規定に反しない態様で満たす場合を除く。）。

(b)　当該各企業による物品又はサービスの購入に当たり、

(i)　他方の締約国の企業によって提供される物品又はサービスに対し、自国の企業によって提供される同種の物品又はサービスに与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。

(ii)　第八・二条(c)に定義する対象企業によって提供される物品又はサービスに対し、自国内の関連市場において自国の企業家の企業によって提供される同種の物品又はサービスに与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。

(c)　当該各企業による物品又はサービスの販売に当たり、

(i)　他方の締約国の企業に対し、自国の企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。

(ii)　第八・二条(c)に定義する対象企業に対し、自国内の関連市場において自国の企業家の企業に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。

2　1(b)及び(c)の規定は、国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業が、次のことを行うことを妨げるものではない。

(a)　商業的考慮に従って行うことを条件として、異なる条件（価格に関する条件を含む。）で物品又はサービスを購入し、又は販売すること。

(b)　商業的考慮に従って行うことを条件として、物品又はサービスの購入又は販売を拒否すること。

第十三・六条　規制の枠組み

1　両締約国は、関連する国際的な基準（特に、ＯＥＣＤの国有企業の企業統治に関するガイドラインを含む。）を尊重し、及び最大限に利用する。

2　各締約国は、自国が設立し、又は維持する規制機関その他の規制上の権限を行使する機関が、当該機関によって規制されるいずれの企業からも独立しており、当該機関によって規制されるいずれの企業に対しても責任を負わず、及び当該機関によって規制される全ての企業（国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業を含む。）に関して同様の状況において公平に(注1)行動することを確保する。(注2)

注1　当該機関が自己の権限を行使する際の公平性については、当該機関の一般的な慣行に照らして評価する。

注2　両締約国が第八章において当該機関に関して特定の義務に合意した分野については、同章の関連する規定が優先する。

3　各締約国は、国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業について、一貫性があり、かつ、差別的でない態様で自国の法令を適用する。

注　この1の規定は、他の企業への資本参加の手段として国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業が行う株式、出資その他の形態の持分の購入又は販売については、適用しない。

第十三・七条　情報交換

1　一方の締約国は、この章の規定に基づいて生ずる自国の利益が、他方の締約国の国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業（以下この条において「事業体」という。）の商業活動によって悪影響を受けていると信ずるに足りる理由がある場合には、他方の締約国に対し、この章の規定の実施に関連する当該事業体の商業活動についての情報を2の規定に従って提供するよう書面により要請することができる。

2　要請を受けた締約国は、次に掲げる情報を提供する。ただし、当該要請が、1に規定する事業体の活動が当該要請を行った締約国の利益であって、この章の規定に基づいて生ずるものにどのように影響を及ぼしていると考えられるかに関する説明を含み、かつ、次に掲げるいずれの情報を提供しなければならないかについて明示する場合に限る。

(a)　当該事業体の組織的構成及び当該事業体の取締役会その他これに相当する経営体の構成

(b)　当該事業体について、要請を受けた締約国又はその国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業若しくは指定独占企業が累積的に所有する株式の割合及び累積的に保有する議決権の割合

(c)　特別の株式又は特別の議決権その他の権利（当該権利が当該事業体の一般的な普通の株式に附属する権利と異なる場合に限る。）であって、要請を受けた締約国又はその国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業若しくは指定独占企業が保有するものに関する概要

(d)　当該事業体を規制する政府の部局又は公的機関の概要、当該政府の部局又は公的機関が当該事業体に課する報告に関する義務の概要並びに可能な場合には上級の役員及び取締役会その他これに相当する経営体の構成員の任命、解任又は報酬に関する当該政府の部局又は公的機関が有する権利及び慣行

(e)　当該事業体の情報が入手可能な直近の三年間の年間の収益及び資産総額

(f)　要請を受けた締約国の法令に基づいて当該事業体に適用される適用除外及び免除並びにこれらに関連する措置

(g)　当該事業体に関する公に入手可能な追加的な情報（年次財政報告及び第三者による監査を含む。）

第十三・八条　一般的例外

この章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及びサービス貿易一般協定第十四条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十四章　知的財産

第Ａ節　一般規定

第十四・一条　冒頭の規定

1　両締約国は、革新的かつ創造的な商品の生産及び商業化並びに両締約国間のサービスの提供を促進し、並びに貿易及び投資から得られる利益を増大させるため、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分にして効果的かつ無差別な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産権の侵害（不正使用及び違法な複製を含む。）に対して知的財産権を行使するための措置をとる。